

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月24日

【会社名】 アンジェス M G株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
彩都バイオインキュベータ4階
(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 米尾 哲治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2641

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 米尾 哲治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 392,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アンジェス M G株式会社 東京支社
(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月20日に提出した有価証券届出書(なお、平成27年3月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正されております。)の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における発行価格等が決定されましたのでこれらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

[株式発行プログラムの内容等]

- (1) 本プログラムの内容

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
 - e. 株券等の保有方針
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容
- 5 第三者割当後の大株主の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	1,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 当社は、平成27年3月20日開催の当社取締役会決議により、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1) 本プログラムの内容」に記載の一連の当社普通株式の第三者割当増資を行う株式発行プログラム(割当可能当社普通株式総数10,000,000株)(以下「本プログラム」といいます。)の導入を決定しており、上記の発行数は、本プログラムにおいて予定される割当数量です。

- 2 振替機関の名称及び住所
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本株式については、平成27年4月24日開催の取締役会において発行を決議しております。

- 2 振替機関の名称及び住所
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	1,750,000株	481,250,000	240,625,000
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	1,750,000株	481,250,000	240,625,000

(注) 1 本株式の募集は第三者割当の方法により、全部をEVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てます。

2 上記の発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本有価証券届出書提出時における株価(299円)に基づいた見込額であり、実際の金額は、本株式の発行条件を決定する取締役会決議又はこれに代わる書面決議(以下「割当決議」といいます。)において、当該割当決議日の直前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に基づいて決定される予定です。

3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は240,625,000円を予定しておりますが、実際金額は、割当決議において、当該割当決議日の直前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に基づいて決定される予定です。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	1,750,000株	392,000,000	196,000,000
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	1,750,000株	392,000,000	196,000,000

(注) 1 本株式の募集は第三者割当の方法により、全部をEVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)に割り当てます。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は196,000,000円であります。

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 3	未定 (注) 3	100株	平成27年 5月11日 (月) (注) 5		平成27年 5月11日 (月) (注) 5

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 当社は、割当予定先との間で、本株式の引受けにかかる第三者割当て契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当て契約を締結しない場合は、本株式の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)は行われなないこととなります。
- 3 発行価格及び資本組入額は、「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり割当決議により決定する予定です。発行価格は、割当決議の日(平成27年 4月24日)の直前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%(小数点以下四捨五入)とする予定です。また、発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
- 4 申込方法は、第三者割当て契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります(また、この場合には、申込期間も変更されることとなります。)。かかる場合には、本有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
224	112	100株	平成27年 5月11日 (月)		平成27年 5月11日 (月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 当社は、割当予定先との間で、本株式の引受けにかかる第三者割当て契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当て契約を締結しない場合は、本株式の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)は行われなないこととなります。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
- 4 申込方法は、第三者割当て契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(注) 5の全文削除

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
481,250,000	5,500,000	475,750,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額の6分の1に相当する金額です。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 3 本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額は33,000,000円であり、その内訳は、候補先の属性調査(約2,400,000円)、弁護士費用(約12,000,000円)、信託銀行費用(約2,700,000円)、印刷会社費用(約3,600,000円)、登録免許税(約10,000,000円)、新株式上場費用(約2,300,000円)が含まれております。
 4 上記の払込金額の総額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出時における株価(299円)に基づいた見込額であり、実際の金額は、割当決議において、当該割当決議日の直前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に基づいて決定される予定です。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
392,000,000	5,500,000	386,500,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1) 本プログラムの内容」に記載の一連の当社普通株式の第三者割当増資を行う株式発行プログラム(割当可能当社普通株式総数10,000,000株)(以下「本プログラム」といいます。)全体に要する発行諸費用の概算額の6分の1に相当する金額です。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 3 本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額は33,000,000円であり、その内訳は、候補先の属性調査(約2,400,000円)、弁護士費用(約12,000,000円)、信託銀行費用(約2,700,000円)、印刷会社費用(約3,600,000円)、登録免許税(約10,000,000円)、新株式上場費用(約2,300,000円)が含まれております。

(注) 4の全文削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本プログラムにより調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。また、調達資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券(元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。)等にて管理することといたします。

(単位：百万円)

	平成27年 3月～12月	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	合計
1. アトピー性皮膚炎領域						
CMC、非臨床試験、薬事費用 (注) 1	1,003	243	36	26	40	1,348
第 相臨床試験費用	670	118	67			855
アトピー性皮膚炎 開発費用計	1,673	361	103	26	40	2,203
2. 椎間板性腰痛症						
CMC、非臨床試験、薬事費用 (注) 1	214	100	7	6	11	338
第 / 相臨床試験費用		100	204	110		414
椎間板性腰痛症 開発費用計	214	200	211	116	11	752
3. NF- Bデコイオリゴ 開発費用合計(1 + 2)	1,887	561	314	142	51	2,955

(注) 1 CMC(Chemistry, Manufacturing and Control)とは、原薬及び製剤の、Chemistry(化学)・Manufacturing(製造)・Control(品質管理)のことをいいます。上記CMC費用には、原薬購入費、治験薬製造費、CMC申請データ取得用製剤製造費、品質試験費用、スケールアップ検証製剤製造・出荷費用、PV(Process Validation)費用(Process Validationとは、設定パラメータ内で稼働する工程が、設定規格及び品質特性に適合した中間体及び原薬を製造するために効果的かつ再現性よく機能できることに関する文書による確証をいいます。)、検証用製剤製造費用、構造解析費用、物理化学的評価項目の測定費用、強制劣化試験費用、標準物質の調整費用、規格検討法の検討費用、分析法バリデーション費用及び治験薬安定性試験費用が含まれております。非臨床試験費用とは、ヒトを対象とした臨床試験の前に行われ、それ以降も継続的に行われる試験のことをいい、動物を使った試験及び細胞培養等の試験管内試験によって、薬の候補である化合物の有効性と安全性を調べます。上記非臨床試験には、薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験が含まれます。

上記薬事費用には、アトピー性皮膚炎領域については日本国内での承認申請にかかる費用が含まれ、椎間板腰痛症については米国における新薬臨床試験開始届に関するコンサルタント相談費用が含まれております。

(注) 2 上記記載は、本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」を参照してください。本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額2,750,000,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額33,000,000円を差し引いた金額である2,717,000,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額2,750,000,000円は、第1回割当の発行価額を第2回割当から第6回割当にも適用した場合の見込額です。実際には、第2回割当から第6回割当の発行価額は、当該割当に係る割当決議の日の直前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に基づいて決定され、当該発行価額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

(訂正後)

本プログラムにより調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。また、調達資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券(元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。)等にて管理することといたします。

(単位：百万円)

	平成27年 3月～12月	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	合計
1. アトピー性皮膚炎領域						
CMC、非臨床試験、薬事費用 (注)1	1,003	243	36	26	40	1,348
第 相臨床試験費用	670	118	67			855
アトピー性皮膚炎 開発費用計	1,673	361	103	26	40	2,203
2. 椎間板性腰痛症						
CMC、非臨床試験、薬事費用 (注)1	214	100	7	6	11	338
第 / 相臨床試験費用		100	204	110		414
椎間板性腰痛症 開発費用計	214	200	211	116	11	752
3. NF- Bデコイオリゴ 開発費用合計(1+2)	1,887	561	314	142	51	2,955

(注) 1 CMC(Chemistry, Manufacturing and Control)とは、原薬及び製剤の、Chemistry(化学)・Manufacturing(製造)・Control(品質管理)のことをいいます。上記CMC費用には、原薬購入費、治験薬製造費、CMC申請データ取得用製剤製造費、品質試験費用、スケールアップ検証製剤製造・出荷費用、PV(Process Validation)費用(Process Validationとは、設定パラメータ内で稼働する工程が、設定規格及び品質特性に適合した中間体及び原薬を製造するために効果的かつ再現性よく機能できることに関する文書による確証をいいます。)、検証用製剤製造費用、構造解析費用、物理化学的評価項目の測定費用、強制劣化試験費用、標準物質の調整費用、規格検討法の検討費用、分析法バリデーション費用及び治験薬安定性試験費用が含まれております。非臨床試験費用とは、ヒトを対象とした臨床試験の前に行われ、それ以降も継続的に行われる試験のことをいい、動物を使った試験及び細胞培養等の試験管内試験によって、薬の候補である化合物の有効性と安全性を調べます。上記非臨床試験には、薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験が含まれます。

上記薬事費用には、アトピー性皮膚炎領域については日本国内での承認申請にかかる費用が含まれ、椎間板腰痛症については米国における新薬臨床試験開始届に関するコンサルタント相談費用が含まれております。

(注) 2 上記記載は、本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等]」を参照してください。本第三者割当増資を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額2,660,750,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額33,000,000円を差し引いた金額である2,627,750,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額2,660,750,000円は、第1回割当の発行価額を第2回割当から第6回割当(第3回割当を除きます。)にも適用した場合の見込額です。第1回割当及び第3回割当については、それぞれの発行価額である、1株275円及び1株224円で計算しております。実際には、第2回割当から第6回割当(第3回割当を除きます。)の発行価額は、当該割当に係る割当決議(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」で定義されます。)の日の直前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)に基づいて決定され、当該発行価額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。なお、第2回割当については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載しましたとおり、当社は、平成27年4月7日に、新株式の発行を見合わせることにしましたが、今後当社と割当予定先との合意により日程を変更した上で第2回割当を実施する可能性があるため、現時点においては、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額からは、第2回割当の見込額を減じておりません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

[株式発行プログラムの内容等]

(1) 本プログラムの内容

(訂正前)

本プログラムは、割当予定先との間で株式発行プログラム設定契約を締結することにより、当社が、平成27年3月20日から平成27年7月31日までの約4ヶ月の期間、総計10,000,000株を上限として、割当予定先に対する第三者割当により当社普通株式を発行することを可能とするものです。

本プログラムのもとで、割当予定先は、本プログラムに基づき当社普通株式の割当がなされた場合、これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。もっとも、第2回割当以降の各回の割当が実行されるかどうかは、当該割当に関して割当制限事由(以下の表の直後の段落で定義されます。)が存在するかどうかにより左右されます。すなわち、当該割当に関して割当制限事由が存在する場合は、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

本プログラムにおける割当可能な当社普通株式の総数は最大で10,000,000株となっており、第1回割当から第6回割当までの合計6回の割当により発行されます。各回の割当に係る割当決議日、払込期日及び割当数量は、本プログラム導入に係る平成27年3月20日開催の当社取締役会決議により、以下の表に記載のとおり定められており、第2回割当以降の各回の割当については、以下の表に記載される各回の割当に係る割当決議日における割当決議によって、当該割当の発行条件が確定し、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で当該割当に係る第三者割当て契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日	割当数量
第1回割当	平成27年3月20日	平成27年4月6日	1,250,000株
第2回割当	平成27年4月7日	平成27年4月23日	1,750,000株
第3回割当	平成27年4月24日	平成27年5月11日	1,750,000株
第4回割当	平成27年5月12日	平成27年5月28日	1,750,000株
第5回割当	平成27年5月29日	平成27年6月15日	1,750,000株
第6回割当	平成27年6月16日	平成27年7月2日	1,750,000株

ただし、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態、経営成績等に重大な悪影響をもたらす開示されていない事態が発生した場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続きが進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合(以下「割当制限事由」といいます。)には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

また、当社の選択により、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。かかる場合には、当社は、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

さらに、第2回割当以降の各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。ただし、かかる変更後の割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数の割当がなされることはなく、また、各回の割当における割当数量が変更されることもありません。

(訂正後)

本プログラムは、割当予定先との間で株式発行プログラム設定契約を締結することにより、当社が、平成27年3月20日から平成27年7月31日までの約4ヶ月の期間、総計10,000,000株を上限として、割当予定先に対する第三者割当により当社普通株式を発行することを可能とするものです。

本プログラムのもとで、割当予定先は、本プログラムに基づき当社普通株式の割当がなされた場合、これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。もっとも、第2回割当以降の各回の割当が実行されるかどうかは、当該割当に関して割当制限事由(以下の表の直後の段落で定義されます。)が存在するかどうかにより左右されます。すなわち、当該割当に関して割当制限事由が存在する場合は、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

本プログラムにおける割当可能な当社普通株式の総数は最大で10,000,000株となっており、第1回割当から第6回割当までの合計6回の割当により発行されます。各回の割当に係る割当決議日、払込期日及び割当数量は、本プログラム導入に係る平成27年3月20日開催の当社取締役会決議により、以下の表に記載のとおり定められており、第2回割当以降の各回の割当については、以下の表に記載される各回の割当に係る割当決議日に開催される当社取締役会決議又はこれに代わる書面決議(以下「割当決議」といいます。)によって、当該割当の発行条件が確定し、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で当該割当に係る第三者割当て契約が締結されます(但し、第2回割当については、本(1)の最終段落を参照のこと。)

	割当決議日	払込期日	割当数量
第1回割当	平成27年3月20日	平成27年4月6日	1,250,000株
第2回割当	平成27年4月7日	平成27年4月23日	1,750,000株
第3回割当	平成27年4月24日	平成27年5月11日	1,750,000株
第4回割当	平成27年5月12日	平成27年5月28日	1,750,000株
第5回割当	平成27年5月29日	平成27年6月15日	1,750,000株
第6回割当	平成27年6月16日	平成27年7月2日	1,750,000株

ただし、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態、経営成績等に重大な悪影響をもたらす開示されていない事態が発生した場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続きが進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合(以下「割当制限事由」といいます。)には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

また、当社の選択により、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。かかる場合には、当社は、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

さらに、第2回割当以降の各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。ただし、かかる変更後の割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数の割当がなされることはなく、また、各回の割当における割当数量が変更されることもありません。

なお、上記に基づき、当社は、平成27年4月7日に、第2回割当については、現時点ではこれを行わないこととし、割当決議日及び払込期日を変更するため、割当予定先との合意により、当初想定されていた第2回割当による新株式発行を見合わせ、平成27年3月20日に関東財務局長へ提出した第2回割当に係る有価証券届出書を取り下げました。当社と割当予定先との間では、日程を変更した上で第2回割当を実施する場合の具体的な割当決議日及び払込期日について合意はできておりませんが、今後当社と割当予定先との合意により日程を変更した上で第2回割当を実施する場合には、平成27年7月3日以降の日を割当決議日として行われることになります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

e . 株券等の保有方針

(訂正前)

割当予定先は、市場動向に応じて適宜本株式を売却していく予定であるとのことです。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

なお、本株式の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはありません。

割当予定先は、各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。当社が割当予定先との間で締結する株式発行プログラム設定契約においては、割当予定先が各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け(当該割当に係る割当決議の内容が公表されてからに限る。)以外の本件に関わる空売りを目的として当社普通株式の借株を行わない旨を定めます。

(訂正後)

割当予定先は、市場動向に応じて適宜本株式を売却していく予定であるとのことです。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

なお、本株式の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはありません。

割当予定先は、各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。当社が割当予定先との間で締結する株式発行プログラム設定契約においては、割当予定先が各回の割当により発行される当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け(当該割当に係る割当決議の内容が公表されてからに限る。)以外の本件に関わる空売りを目的として当社普通株式の借株を行わない旨を定めております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

本株式の発行価額(払込金額)につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本第三者割当増資で発行される株式数等を勘案し、本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日(平成27年4月23日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%(小数点以下四捨五入)に決定される予定です。

上記の発行価額の決定方法については、当社は割当予定先との間で、当社の業績動向や財務状況等を検討し、当社株式の流動性や近時の株価及びそれらの形成過程の分析等をも勘案しながら、真摯に協議交渉いたしました。その結果、当社といたしましては、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映しているものの、当社の業績動向、財務状況及び株価動向等を前提とすると、割当予定先が本第三者割当増資で保有することとなる当社株式の数量を前提に負担することになるリスクに一定程度の配慮をせざるをえず、また、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- Bデコイオリゴの開発を推進することは事業戦略上不可欠であるという資金調達の必要性、及び現時点において当社普通株式の第三者割当による資金調達方法を提案しているのが割当予定先のみであることを念頭におくと、協議交渉の中で示された割当予定先からのディスカウントの要望を一定程度受け入れざるをえないものと判断し、上記の発行価額の決定方法といたしました。なお、かかる発行価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。以上により、当社は、上記発行価額の決定方法は割当予定先に特に有利でないと判断いたしました。

本件に関し、当社監査役全員も、上記算定根拠による発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また、本第三者割当増資の実施の必要性とともに、当社の業績動向や財務状況、現在の株式市場の状況及び当社の株価の推移状況、本第三者割当増資により発行される株式数等を考慮すると、上記ディスカウントは適正であると判断され、さらに、日本証券業協会の指針も勘案されていることから、上記発行価額の決定方法は割当予定先に特に有利でないと判断しております。

なお、上記に加え、本株式の発行価額が割当予定先に特に有利でないかどうかについて、あらためて本株式に係る割当決議の際に判断いたします。

(訂正後)

本株式の発行価額(払込金額)につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本第三者割当増資で発行される株式数等を勘案し、本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日(平成27年4月23日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の92%(小数点以下四捨五入)である1株224円といたしました。

本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日(平成27年4月23日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%(小数点以下四捨五入)とする決定方法については、本プログラムの設定に際して、当社は割当予定先との間で、当社の業績動向や財務状況等を検討し、当社株式の流動性や近時の株価及びそれらの形成過程の分析等をも勘案しながら、真摯に協議交渉したものです。当社といたしましては、あらためて本株式に係る割当決議に際して判断いたしました。直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映しているものの、当社の業績動向、財務状況及び株価動向等を前提とすると、割当予定先が本第三者割当増資で保有することとなる当社株式の数量を前提に負担することになるリスクに一定程度の配慮をせざるをえず、また、アトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症を対象とするNF- Bデコイオリゴの開発を推進することは事業戦略上不可欠であるという資金調達必要性、及び現時点において当社普通株式の第三者割当による資金調達方法を提案しているのが割当予定先のみであることを念頭におくと、協議交渉の中で示された割当予定先からのディスカウントの要望を一定程度受け入れざるをえないものと判断し、上記の発行価額といたしました。なお、かかる発行価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。以上により、当社は、上記発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断いたしました。なお、本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間の平均値終値は1株261.3円(ディスカウント率14.29%)、本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日までの直近3ヶ月間の平均値終値は1株294.1円(ディスカウント率23.85%)、本第三者割当増資に関する割当決議日の直前営業日までの直近6ヶ月間の平均値終値は1株313.9円(ディスカウント率28.65%)であります。

本件に関し、当社監査役全員も、上記算定根拠による発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また、本第三者割当増資の実施の必要性とともに、当社の業績動向や財務状況、現在の株式市場の状況及び当社の株価の推移状況、本第三者割当増資により発行される株式数等を考慮すると、上記ディスカウントは適正であると判断され、さらに、日本証券業協会の指針も勘案されていることから、上記発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大10,000,000株(議決権数100,000個)です。これらが全て同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。ただし、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、当社普通株式は、第1回割当から第6回割当に分けて発行されるものであるため、これらが全て同時に発行されることはありませんし、また、第2回割当以降の各回の割当に関して、当該割当に係る割当制限事由が存在する場合、又は当社が割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当該割当については当社普通株式が発行されないことになるため、本プログラムによる当社普通株式の第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合(%)
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands			10,000,000	15.74%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,089,300	3.90%	2,089,300	3.29%
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3-1-8	1,186,800	2.22%	1,186,800	1.87%
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田1-6-3	1,136,300	2.12%	1,136,300	1.79%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	862,500	1.61%	862,500	1.36%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	788,900	1.47%	788,900	1.24%
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	1.29%	691,600	1.09%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	526,000	0.98%	526,000	0.83%
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSC B	ONE CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	487,900	0.91%	487,900	0.77%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	437,200	0.82%	437,200	0.69%
計		8,206,500	15.33%	18,206,500	28.65%

(注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、平成26年12月31日時点の株主名簿上の株式数です。

3 割当予定先の割当後の所有株式数は、本プログラムにより発行される新株式の株式数を全て保有するものと仮定して算定した数となります。割当予定先は、本プログラムにより発行される株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

4 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)を基準に算定しています。

5 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)に、本プログラムにより発行される当社普通株式10,000,000株に係る議決権数(100,000個)を加えて算出した数値を基準に算定しています。

なお、本第三者割当増資及び本プログラムに基づき本第三者割当増資より前に行われる割当に係る第三者割当増資により発行される予定の当社普通株式の数は4,750,000株(議決権数47,500個)であり、これらがすべて同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。ただし、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、当該当社普通株式が全て同時に発行されることはありませんし、また、第2回割当以降の各回の割当に関して割当制限事由が存在する場合、又は当社が割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当該割当については当社普通株式が発行されないことになるため、本第三者割当増資後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	-	-	4,750,000	8.15%
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	2,089,300	3.90%	2,089,300	3.58%
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町 3 - 1 - 8	1,186,800	2.22%	1,186,800	2.04%
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田 1 - 6 - 3	1,136,300	2.12%	1,136,300	1.95%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 - 10	862,500	1.61%	862,500	1.48%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 - 4	788,900	1.47%	788,900	1.35%
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	1.29%	691,600	1.19%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	526,000	0.98%	526,000	0.90%
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSC B	ONE CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	487,900	0.91%	487,900	0.84%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川 4 - 1 2 - 3	437,200	0.82%	437,200	0.75%
計		8,206,500	15.33%	12,956,500	22.23%

- (注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、平成26年12月31日時点の株主名簿上の株式数です。
- 3 割当予定先の割当後の所有株式数は、本第三者割当増資及び本プログラムに基づき本第三者割当増資より前に行われる割当に係る第三者割当増資により発行される予定の新株式の株式数を全て保有するものと仮定して算定した数となります。割当予定先は、本プログラムにより発行される株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。
- 4 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)を基準に算定しています。
- 5 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)に、本第三者割当増資及び本プログラムに基づき本第三者割当増資より前に行われる割当に係る第三者割当増資により発行される予定の当社普通株式4,750,000株に係る議決権数(47,500個)を加えて算出した数値を基準に算定しています。

(訂正後)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大10,000,000株(議決権数100,000個)です。これらが全て同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。ただし、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、当社普通株式は、第1回割当から第6回割当に分けて発行されるものであるため、これらが全て同時に発行されることはありませんし、また、第2回割当以降の各回の割当に関して、当該割当に係る割当制限事由が存在する場合、又は当社が割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当該割当については当社普通株式が発行されないことになるため、本プログラムによる当社普通株式の第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands			10,000,000	15.74%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,089,300	3.90%	2,089,300	3.29%
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3-1-8	1,186,800	2.22%	1,186,800	1.87%
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田1-6-3	1,136,300	2.12%	1,136,300	1.79%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	862,500	1.61%	862,500	1.36%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	788,900	1.47%	788,900	1.24%
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	1.29%	691,600	1.09%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	526,000	0.98%	526,000	0.83%
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSC B	ONE CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	487,900	0.91%	487,900	0.77%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	437,200	0.82%	437,200	0.69%
計		8,206,500	15.33%	18,206,500	28.65%

- (注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、平成26年12月31日時点の株主名簿上の株式数です。
- 3 割当予定先の割当後の所有株式数は、本プログラムにより発行される新株式の株式数を全て保有するものと仮定して算定した数となります。割当予定先は、本プログラムにより発行される株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。
- 4 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)を基準に算定しています。
- 5 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)に、本プログラムにより発行される当社普通株式10,000,000株に係る議決権数(100,000個)を加えて算出した数値を基準に算定しています。

なお、本第三者割当増資及び本プログラムに基づき本第三者割当増資より前に行われる割当に係る第三者割当増資により発行される予定の当社普通株式の数は3,000,000株(議決権数30,000個)であり、これらがすべて同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。ただし、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、当該当社普通株式が全て同時に発行されることはありませんし、また、第2回割当以降の各回の割当に関して割当制限事由が存在する場合、又は当社が割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当該割当については当社普通株式が発行されないことになるため、本第三者割当増資後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	-	-	3,000,000	5.31%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,089,300	3.90%	2,089,300	3.70%
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3-1-8	1,186,800	2.22%	1,186,800	2.10%
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田1-6-3	1,136,300	2.12%	1,136,300	2.01%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	862,500	1.61%	862,500	1.53%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	788,900	1.47%	788,900	1.40%
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	1.29%	691,600	1.22%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	526,000	0.98%	526,000	0.93%
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSC B	ONE CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	487,900	0.91%	487,900	0.86%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	437,200	0.82%	437,200	0.77%
計		8,206,500	15.33%	11,206,500	19.82%

- (注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、平成26年12月31日時点の株主名簿上の株式数です。
- 3 割当予定先の割当後の所有株式数は、本第三者割当増資及び本プログラムに基づき本第三者割当増資より前に行われる割当に係る第三者割当増資により発行される予定の新株式の株式数を全て保有するものと仮定して算定した数となります。割当予定先は、本プログラムにより発行される株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。
- 4 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)を基準に算定しています。
- 5 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日時点の発行済株式総数53,544,361株に係る議決権数(535,407個)に、本第三者割当増資及び本プログラムに基づき本第三者割当増資より前に行われる割当に係る第三者割当増資により発行される予定の当社普通株式3,000,000株に係る議決権数(30,000個)を加えて算出した数値を基準に算定しています。